大竹市監査公表 第2号

地方自治法199条第1項,第2項及び第4項の規定に基づき,健 康福祉部地域介護課,建設部都市計画課,会計課,教育委員会事務局 総務学事課及び議会事務局に係る令和元年度事務事業の執行状況等 を対象として定期監査及び行政監査を実施したので,同条第9項の規 定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和2年5月28日

大竹市監査委員 藥師寺 基夫 大竹市監査委員 網 谷 芳 孝

共通指摘要望事項

次の事項は各部局等に共通した事務処理であるので、検討のうえ改善に向けて取り組まれるよう要望する。

また,これらの事項について庁内全体に周知し,適正でない事務処理が起こ らないよう取り組まれたい。

1 内部統制に関すること

(1) 意思決定に際しての根拠等の記載について

要綱・要領の一部改正の目的,内容,根拠等が起案書に未記載であった事 案が見受けられた。また,行政財産の目的外使用や使用料減免の決定に際し て,根拠理由が未記載の事案があった。いずれも決裁権者が意思決定をする うえで必要な事項である。全庁的に,起案で政策決定する際に,経緯や根拠 理由等の未記載が見受けられるので,適切に指導されたい。

2 危機管理に関すること

(1) 起案文書等の編綴について

起案用紙及び案文、根拠資料等がホチキス等で一体の文書として綴じられていない事案が散見された。この状態を放置した場合、決裁途中や決裁後において決裁権者の承認がないまま差替えが容易に可能であり、また、公文書の散逸の恐れもあるため、リスク管理の観点から指摘しておきたい。

(2) 個人情報の管理の在り方について

全庁的に回線を共有している庁内LANの共同作業フォルダ内に個人情報を含むデータが保存されており、他部署の職員が当該データを閲覧できる状態にあった。所管課に限定して閲覧できる環境で管理すべきであり、個人情報の漏洩等が発生しない仕組みの構築が求められる。

(3)公金以外の金銭の取り扱いについて

このことについて,前年度の定期監査の結果報告「(2)公金以外の現金取扱いについて」で指摘したところであるが,今回の監査においても適切ではないと思われる取り扱いが散見していたので,以下のとおり指摘しておく。

「議員親睦会費」や「会派会費」といった議員互助など、各課において種々の出納事務を担うことがあるが、収入・支出命令書による上司の確認を得ていないなど出納を決定した経緯が不明なものや、預金通帳と銀行印を一人の担当者が保管している事案が見受けられた。出納に当たっては、複数の職員が関与せざるを得ない仕組みとするなど、間違いの発生しにくい仕組みにな

るよう見直しが必要であると考える。

なお,地域介護課所管の日本赤十字社広島県支部大竹市地区に関する経理 では,福祉総務係において差引簿と通帳を管理し,課長が別に金融機関の取 引印鑑を保管するなど,概ね適切に管理されていた。

公金以外の金銭の取り扱いについては、これまで何度も庁議等で注意喚起されてきたことでもあるので、令和2年3月27日付け企画財政課長名で発出の「各種団体に係る金銭等の管理チェックシートについて(通知)」を参考のうえ、全庁的に再確認し徹底されたい。

(4) 事故対応等再発防止に係る取り組み① (危機管理マニュアル)

学校現場における事故対応等及び再発防止の取り組みとして,「大竹市立学校職員衛生管理要綱」に基づき,各校に所定の管理者等を置くとともに,「学校衛生委員会」が年間3回以上開催されている。今後,公務災害等の発生時には,校長会において速やかに報告し,原因や改善策等を共有する取り組みが期待される。

市立学校共通の取り組みとして、「危機管理マニュアル」に沿って対応を協議する体制が整っている。具体的には、校内・校外における諸問題から、感染症、給食への異物混入、不審者、災害、個人情報等の紛失及び保護者対応に至るまで、こと細かに対応フローが示されている。また、第一報を早い段階で教育委員会に連絡することが徹底され、校内における組織的な対応に加えて、外部機関との連携まで精緻に示されており、事後には、検証を行って改善を図り、教育委員会に報告することとなっている。市長部局等においても、危機管理の観点から具体的な取り組みを検討する上で、大いに参考になるもの考える。

(5)事故対応等再発防止に係る取り組み②(服務研修)

市立学校に共通した取り組みとして、校内の教職員による「不祥事防止委員会」を立ち上げ、年間計画に基づき、毎月1回の服務研修を実施している。 研修内容は、セクシャルハラスメントから体罰、交通安全、情報漏洩など 多岐にわたっており、学年ごとに担当教員が自ら研修内容を企画・立案し、講師を務めることで自覚を促している。特に、飲酒運転に対する注意喚起では、アルコールパッチやアルコールチェッカーを用いて認識を深める取り組みを行うなど、教職員に対して危機管理を徹底している。服務研修として好事例であると評価する。

3 誤りのない仕組みづくりに関すること

(1)事務マニュアル及びチェックリストの活用について

毎年繰り返し行われる各種辞令の交付においては,事務マニュアルに沿ったチェックリストを活用することが有効であるが,未整備若しくは実態に即

した改善が見過ごされることで、同じ過ちが繰り返されかねない事案が見受けられた。このことは、前年度の共通指摘要望事項においても指摘してきたところである。

事務マニュアルどおりの手順になっていない事例として、全庁的な現金取扱員及び物品取扱員等の辞令交付事務において、各課からの内申があった日以降の日付で処理されることなく、毎年4月1日に遡る事務処理が繰り返されている事案が見受けられた。現金等の取り扱いが行われていない期間を遡る必要性はないものと考える。

会計課においては、当該事務の手順が事務マニュアルシートの記載内容 (「内申が会計に出た以降で市長に起案する」)のとおりになっていないので、 併せて実態に即して改善を要する。

なお,人事異動発令時に現金取扱員等の任命が必要な場合は,内示段階で 準備しておき,その身分が有効となった日付で辞令書を交付することができ ないか,実態に即した事務改善を検討されたい。

本市行財政システム改善推進本部においては、「行財政改革の実施計画」に沿って、事務マニュアルなどの活用・改善率の向上に向けて取り組みを進めているところである。引き続き全庁的に改善に向けての意識が浸透するよう努められたい。

(2) ホームページ掲載原稿の確認について

市広報の最終確認票において、点検済みであれば項目ごとにチェックを記入することとなっているが、添付された原稿の日付、曜日、氏名などチェックの記入が漏れている事案が見受けられた。また、担当課から企画財政課に最終稿の確認票が提出された段階においても、指導されないまま見過ごされていた。

このことは、過去の教訓から考案された誤りを防ぐ仕組みが機能していないと言える。誤った情報が掲載されると、市広報の魅力低下につながる恐れがあるので、適切に処理されたい。

(3)財産に関する調書について

平成30年度決算において,市議会における決算認定の審査直前に,財産に関する調書の誤りが発覚したことは,結果として,調書提出時の確認作業に欠けていた点があったと言わざるを得ない。財産管理を所管する企画財政課においては,各課から財産異動報告を取りまとめる時点において,バックデータとの照合など,数値の精査が必要であろう。

再発防止の観点から、調書を収受した会計課においても、企画財政課に対してバックデータの提供を求めるなど、またチェックリストの活用等により、相互に確認作業が行えないか検討の余地はあると考える。今後、問題の所在と再発防止策の検討を行うなど、適切な事務執行に取り組まれたい。

(4)記録の「完結」と「見える化」について

このことについて,前年度の定期監査の結果報告「(5)業務記録の作成について」で指摘したとおり,市民からの問い合わせや苦情処理に対応した記録票が適切に作成されていないため,対応が完結しているのか,他部署に適切に引き継がれているのか不明な事案が,今回も散見された。

具体的には、空き家の解体を確認したことや相談者等との協議内容が記録されていないなど、空き家相談の内容がデータ化されていないため、未処理のままとなっていることが見過ごされていた事案が見受けられた。また、旧学校用地の管理に対する地元自治会からの要望が未対応となっていた。いずれも行政不信や苦情の複雑化につながる恐れがあり、未然の対応が求められる。

記録の「完結」と「見える化」を通常の事務処理に組み込むことは、後日の問い合わせ等に対応するだけでなく、市民からの相談や苦情が放置されることなく処理できているか確認が可能であり、組織として対処するうえで、今後の対応策の検討材料になり得る。また、適切に処理したことを証することで説明責任を果たすとともに、仮に訴訟等に発展した場合には、対応した職員自らの身を守ることにもなると考える。

建設部土木課における活用事例として、「要望(苦情)受付・対応票(紙、電子データ管理)」の仕組みが全庁的にも参考になると考える。苦情処理等のデータ化により対応の漏れを最小化するとともに、上司への報告漏れがないよう中間及び最終の措置対応状況を記録するなど、適切な管理に努められたい。

4 その他事項に関すること

(1)適切な施設管理について

市内公立学校において、消防設備点検における設備等の不良判定を受けているが、その後の措置対応について整理された形跡が見受けられなかった。 学校施設に限らず、市が管理する施設全体において修繕等の進行管理が必要ではないかと考える。

また,特殊建築物定期調査において,大竹小学校校舎及び大竹中学校屋内運動場エレベーターが不適格として要是正の報告を受け,広島県知事に報告書を提出しているにもかかわらず,措置対応を検討した形跡(記録)が見受けられない。

教育委員会事務局からは、今後の学校施設全体の改修計画において整理することとし、報告内容の評価や措置対応は整理していない旨の回答を受けた。学校施設に限らず、市が管理する施設全体において改修計画等を検討する際に、マトリクス型のSWOT分析等により危険度を評価するなど、優先順位を定め、計画的に改修に取り組む仕組みが全庁的に必要ではないかと考える。

(2) ホームページの更新について

教育委員会の行事カレンダーにおいて、毎月2か月分の行事の更新作業が定例化されていることは評価される。今後、市のイベントカレンダーとのリンクによって、市民が興味を持つ行事等を3か月先まで掲載・検索できると考えられるので、引き続き市の魅力向上につながるような発信力が高まる取り組みを検討されたい。

他方で、新しい情報がホームページで公開されず、前年度のままになっているような事例として、具体的には、「就学援助制度のお知らせ」や「公立学校等整備計画」など適切に更新されていない事案が見受けられた。

このことは、前年度の定期監査の結果報告「(3)ホームページで公開する情報について」においても指摘したところである。ホームページで公開している情報については、最新の情報が公開されているか、所属長等により定期的に確認される仕組みが必要ではないか。

なお、全庁的な情報管理を調整する役割を担う企画財政課において、不定期ではあるが市のホームページ上の情報更新を確認することとし、適切な情報公開に向けた統一的な取り組みを検討している旨の回答を得ているので、その成果を待ちたい。

1. 監査の対象

健康福祉部 地域介護課

2. 監査の実施期間

令和元年11月5日から令和2年5月26日まで

3. 監査の場所

監查事務局

4. 監査の目的・方法

地方自治法第199条第1項,第2項及び第4項の規定に基づく定期 監査及び行政監査に当たって,地域介護課における事務の執行及び事務 事業を対象とし,法令・条例・規則等への合規性並びに計画的かつ効率 的な運営状況等を確認した。

監査の手法としては、監察的見地から、監査に必要な関係資料の提出 を求め、担当職員からの聴き取りにより実施した。

5. 監査の結果

地域介護課は,福祉総務係,介護高齢者係及び地域支援係の3係で組織されている。

福祉総務係は、「社会福祉法人に関すること」、「福祉相談に関すること」、「災害救助法及び被災者生活再建支援法に関すること」及び「地域福祉施設に関すること」などの事務を担っている。

介護高齢者係は、「介護保険事業計画の策定に関すること」、「介護保険の保険給付に関すること」及び「介護保険の要介護認定及び要支援認定に関すること」などの事務を担っている。

地域支援係は、「社会福祉及び地域福祉施策に係る企画及び調整に関すること」、「介護保険の地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業に関すること」及び「民生委員及び児童委員に関すること」などの事務を担っている。

監査の結果は、概ね適正に事務処理されていると認められた。

しかしながら、以下で述べるとおり課題や改善を要するものが見受けられたので、検討のうえ課題解決等に向けて取り組まれるよう要望する。

6. 指摘要望事項

〇福祉総務係

1 地域福祉施設に関すること

(1)総合福祉センターに係る指定管理期間の延長について

総合福祉センターについては、3年間の期間を定めて、これまで繰り返し 社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定管理者に指定してきた。これまで の管理状況の評価を前提として、事務の軽減のため、次回更新時に指定管理 期間の延長を検討できないか。

(2) 行政財産使用許可の期間延長について

総合福祉センター敷地内の付属棟の一部については、大竹地区更生保護サポートセンターとして利用するため、公費で改造して整備したもので、当分の間は当該施設として活用することが前提となっている。大竹地区保護司会からは、財産使用許可申請を受けて許可しているが、その期間は1年間となっている。

施設整備の経緯から判断して、公有財産管理規則第26条第1項但し書きを適用して、複数年の使用許可とすることで事務の軽減が図れないか。

(3) 完成通知書に添付する工事写真について

総合福祉センターの修繕工事において、完成通知書に添付する工事写真に 撮影日の記載が見受けられない。施工箇所ごとに実際の施工時期を確認する 意味合いにおいて、工事黒板等に日付を記載して記録写真を撮影することが 望ましい。

また,後から目視することができない不可視箇所があれば,検査時に適切 に確認するため,工事写真を残しておくよう指導することが適当であろう。

(4) 工事請書の文書受付について

総合福祉センターの修繕工事において,工事請書の文書受付がなされていない。工事請書は,受注者から大竹市長に対して工事を請け負うことを通知する文書である。本件は,平成30年度定期監査の共通指摘要望事項の不徹底であり,事務処理を正されたい。

〇介護高齢者係

1 ゆうあいの里に関すること

(1) ゆうあいの里に係る指定管理期間の延長について

前掲の「総合福祉センターに係る指定管理期間の延長について」の項で述べたことと同様に、大竹市養護老人ホーム「ゆうあいの里」についても、3年間の指定管理委託を繰り返してきている。同施設の敷地内には、特別養護老人ホーム「ゆうあいホーム」が一体的に併設され、両施設は社会福祉法人

広島友愛福祉会によって運営されている。他に管理者を変更する必要性がなければ、受託者における人材とその育成期間の確保による安定的なサービスの提供や事務の合理化を期待して、これまでの管理状況の評価を前提に、次回更新時に指定管理期間の延長を検討できないか。

(2) 複数年における行政財産使用許可について

ゆうあいの里の施設内において、大竹市母子寡婦福祉連合会が飲料自動販売機を設置するために使用を許可しているが、毎年の使用許可申請手続きが繰り返されている。

なお、使用料については、同団体による母子・寡婦の各種支援事業の運営 に資すること、施設利用者の便宜を図ることなどから無償としている。

同団体の公益性及び施設利用者の利便性を鑑みて、公有財産管理規則第26条第1項但し書きを適用して複数年の使用許可とすれば、事務の軽減につながるものと考える。

〇地域支援係

1 地域包括ケアの推進に関すること

(1)地域包括支援センター実地指導について

地域包括支援センターに対する実地指導において,口頭で指導した事項に 対する回答が記録されていないので,改善の意思が確認できていない。実地 指導の実効性を確保するためには,口頭指導事項であったとしても回答を求 めて記録しておき,フォローアップ調査を実施する必要があると考える。

(2)地域福祉における見守り体制の在り方について

上下水道局において、平成26年4月に検針先の相手方と接触して以降、2年以上連絡が取れていないことに気付いたが、その情報が地域介護課に提供されないままであった。さらに1年5か月が経過した後、保健医療課の健康増進係が、特定健診の受診を勧めるため同人宅を訪問した際に異常に気付き、自宅介入して死亡していることを確認できた。

生活困窮者等の見守りのために、事業者等と包括連携協定の締結を進める 取り組みは評価できるが、庁内部署の連携を高める働きかけについても取り 組まれたい。

また、見守り体制の在り方を分析して問題点を抽出・改善するなど、今後の見直しも検討されたい。

1. 監査の対象

建設部 都市計画課

2. 監査の実施期間

令和元年11月5日から令和2年5月26日まで

3. 監査の場所

監查事務局

4. 監査の目的・方法

地方自治法第199条第1項,第2項及び第4項の規定に基づく定期 監査及び行政監査に当たって,都市計画課における事務の執行及び事務 事業を対象とし,法令・条例・規則等への合規性並びに計画的かつ効率 的な運営状況等を確認した。

監査の手法としては、監察的見地から、監査に必要な関係資料の提出 を求め、担当職員からの聴き取りにより実施した。

5. 監査の結果

都市計画課は、建築住宅係、計画整備係の2係で組織されている。

建築住宅係は、「建築確認申請に関すること」、「建築の指導及び相談に関すること」、「住宅施策に関すること」及び「市営住宅に関すること」などの事務を担っている。

計画整備係は、「都市計画事業に関すること」、「公園及び緑地の維持管理に関すること」、「大竹市都市計画審議会に関すること」及び「開発行為及び宅地造成事業の指導に関すること」などの事務を担っている。

監査の結果は、概ね適正に事務処理されていると認められた。

しかしながら、以下で述べるとおり課題や改善を要するものが見受けられたので、検討のうえ課題解決等に向けて取り組まれるよう要望する。

6. 指摘要望事項

〇建築住宅係

1 住宅施策に関すること

(1) 空き家に関する個人情報について

空き家物件の隣家住民からの問い合わせに対して、所有者との協議内容を 伝達している。所有者の了承をあらかじめ得ていたようであるが、記録票で は確認できなかった。個人情報の管理の在り方について、適切な取り扱いに 留意されたい。

(2) 審議会委員委嘱事務について

共通プロセスチャートでは、審議会等の委員を選任するに当たって、事前 に市長との協議を経て記録票を作成することとなっているが、空家等対策協 議会委員の委嘱事務において、自治会連合会から委嘱推薦を受けるに当たっ てプロセスチャートに従った事務処理が行われていない。

プロセスチャートの活用については、平成30年度定期監査の共通指摘要望事項により指摘したところであり、大竹市行財政システム推進本部において、「事務の標準化」の取り組みを進めるため、全庁的に周知されているので、適切に活用されたい。

〇計画整備係

1 その他事項に関すること

(1) 放置自転車処分に係る意思決定について

放置自転車の事務処理について,「移転」「返還」の書類は存在するが,平成24年度以降は,「処分」を行った書類が編綴されていない。

大竹市自転車等の放置防止に関する条例の第12条第2項では、「市長は、前項の措置を講じた場合において、利用者等が自転車等を引き取らないときは、規則で定める保管期間の経過後において当該自転車等を処分することができる。」と規定し、処分する場合は、「利用者等が自転車等を引き取らないとき」として条件を付している。

放置自転車の処分に当たって、引き取りがないことを確認する記録が必要 であり、起案等で処分することを意思決定する手続きが必要であると考える。

建設部土木課における活用事例として、「放置自転車等管理台帳」の仕組みが構築されている。放置自転車等の「撤去」「保管」の段階において、個別情報を入力し、「返還」「処分」の段階では、その処理方法等を適切に記録するなど、対応した段階に応じて決裁を受けて、上司への報告漏れがないような仕組みとなっているので、参考にされたい。

(2) 条例の適用誤りについて

大竹交通安全協会の施設使用料について、行政財産の使用料に関する条例の第5条第1号の規定により免除しているが、当協会は、「法令の規定により市の執行機関が監督を行なうことができる団体」には該当しないため、同条第4号を適用すべきであり、その場合は、大竹市職務権限規程により市長決裁となる。

また,国際ソロプチミスト大竹の主催による梅まつりにおいて,晴海臨海公園の使用許可申請がなされているが,公園使用許可の決裁区分が課長決裁で処理されている。正しくは,大竹市職務権限規程により部長決裁である。

本件2件は、いずれも平成27年度定期監査の指摘事項の不徹底であり、 事務処理を正されたい。

1. 監査の対象

会計課

2. 監査の実施期間

令和元年11月5日から令和2年5月26日まで

3. 監査の場所

監查事務局

4. 監査の目的・方法

地方自治法第199条第1項,第2項及び第4項の規定に基づく定期 監査及び行政監査に当たって,会計課における事務の執行及び事務事業 を対象とし,法令・条例・規則等への合規性並びに計画的かつ効率的な 運営状況等を確認した。

監査の手法としては,監察的見地から監査に必要な関係資料の提出を 求め,担当職員からの聴き取りにより実施した。

5. 監査の結果

会計課は、会計管理者に属する事務を補佐するための内部組織であり、 1係で組織されている。

会計係は、「現金の出納及び保管に関すること」、「調定、支出命令等の審査に関すること」、「歳入歳出決算の作成に関すること」、「出納員及び資金前渡職員に対する事務の委任及び出納検査に関すること」、「財産の記録管理に関すること」及び「物品の出納及び保管に関すること」などの事務を担っている。

監査の結果は、概ね適正に事務処理されていると認められた。

しかしながら,以下で述べるとおり課題や改善を要するものが見受け られたので,検討のうえ課題解決等に向けて取り組まれるよう要望する。

6. 指摘要望事項

〇会計係

1 備品の保管に関すること

備品検査については、会計規則第135条第3項に「毎年1回以上検査しなければならない。」と規定されている。その結果を担当課長に通知して、所在不明となっている備品については、調査の上、適切な手続きを求めている

ところであるが、会計課が実施した備品検査の結果表を見ると、処理結果欄 と完了日欄が空白となっており、事務処理が未了のまま完結していないと見 受けられる。

所在が特定できないケースもあり得るので、期日を定めて、担当課に報告 を求めるなど適切に指導されたい。

また、備品検査の実施状況を聴き取りしたところ、計画的に実施されている形跡が見受けられない。検査対象となる部署の備品件数が膨大であることは理解できるが、検査対象の年間件数を平準化するなどにより、検査の実行性を確保されたい。

2 支出命令等の審査に関すること

(1) 支払時期があらかじめ約定されていない対価の支払いについて

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条では,支払時期をあらか じめ約定していない場合の「対価の支払いの時期」は15日以内と定められ ている。

会計事務説明会配付資料には、支出命令書の作成時チェックリストに支出 予定日の留意事項を記載しているが、法に定められた支払期限を過ぎて通常 振込された事案が散見しており、何らかの実務的な改善措置が必要と考える。

支払い事務の効率化,チェックリストの活用,迅速な決裁処理,納入業者登録時の支払時期の約定など遅延しない仕組みづくりに取り組まれたい。

(2)請求書宛先の有効性の判断について

支出命令書に添付する請求書について、代表者「大竹市長宛て」の請求に限って有効と認め、「大竹市宛て」や「部署宛て」などの団体名は差し替えが求められるなど、事務が煩雑となる一因となっていないか。「大竹市宛て」や「部署宛て」などで請求書が提出された場合は、次回から代表者「大竹市長宛て」とするよう促すことも考えられる。

請求書の宛先について、「大竹市長宛て」以外の請求書を正当なものとして 支払いに応じるかは、市長又は会計管理者の判断によることはできないか、 他市の事例を研究の上、柔軟に判断されたい。

3 その他会計事務に関すること

(1) 電気料金の前払契約に伴う振替事務について

現在,本市と中国電力株式会社において,料金前払契約(らくらく前払プラン)を締結しており,定額電灯又は公衆街路灯Aの電気料金を1年間前払することで,1契約ごとに割引が適用される内容となっている。

しかしながら,次年度の前払処理の際に,前年度途中の解約分など前年度 分の支払額の年度振替処理を行うこととされており,会計課及び所管課双方 で, 事務が煩雑になっている側面がある。

現状の事務の流れを検証するとともに,他市町の取扱いを研究の上,必要な事務を見極めて事務の合理化を検討されたい。

(2) 会計事務の合理化について

多品目の消耗品を購入する場合,多品目購入票の作成を求められてきたが,支出負担行為決議書とシステム的に連動していないので,入力情報を整理活用できないなど,入力作業に見合った効果があるか疑問がある。事務担当者の負担軽減のため,多品目購入票の作成を省略できないか検討されたい。

また,執行額が少額のため契約書等を省略する際は,支出負担行為決議書と支出命令書を同時に作成し,決裁を受けているのが実態である。このような場合,支出負担行為決議書兼支出命令書によって処理できれば,事務の省力化につながるものと考えるので検討されたい。

1. 監査の対象

議会事務局

2. 監査の実施期間

令和元年11月5日から令和2年5月26日まで

3. 監査の場所

監查事務局

4. 監査の目的・方法

地方自治法第199条第1項,第2項及び第4項の規定に基づく定期 監查及び行政監査に当たって,議会事務局における事務の執行及び事務 事業を対象とし,法令・条例・規則等への合規性並びに計画的かつ効率 的な運営状況等を確認した。

監査の手法としては,監察的見地から監査に必要な関係資料の提出を 求め,担当職員からの聴き取りにより実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、政務活動費に関する ことについては、議会選出委員である網谷監査委員を除斥したうえで監 査を実施した。

5. 監査の結果

議会事務局は庶務係、議事係の2係で組織されている。

庶務係は、「議会に属する予算及び経理事務に関すること」などの事 務を担っている。

議事係は、「議会の本会議・委員会・協議会等に関すること」及び「会議録、その他会議記録の調製保管に関すること」などの事務を担っている。

監査の結果は、概ね適正に事務処理されていると認められた。

しかしながら,以下で述べるとおり課題や改善を要するものが見受け られたので,検討のうえ課題解決等に向けて取り組まれるよう要望する。

6. 指摘要望事項

〇庶務係

1 議会に属する予算及び経理事務に関すること

(1)長期継続契約について

本会議録の整文及び議事録反訳業務の委託契約について、平成31年4月 1日付けの起案及び決裁によって契約が締結されている。本業務のうち3月 定例会については6月定例会の3日前までに納品するという流れで,同一議会に係る会議録の調製が年度を越えて行われており,反訳作業と会議録の調製が異なる年度の契約によって行われている。

長期継続契約においては、その対象として「その他の役務の提供」が追加されており、当該業務も長期継続契約とすることで、市議会3月定例会の反訳から会議録の調製・納品までの業務の委託が可能となり、別業者に変更することがないため成果物の正確性も高まるものと考える。

(2) 政務活動費について

市議会議員に交付される政務活動費について、その目的に対して支出の在り方が適切であるか検証すべき事案が散見された。

政務活動と後援会活動との区分が曖昧な事案として,郵便切手代,郵送代及び印刷費の支出がある。いずれも,送付先を確認したり,配達物や印刷物の原本を確認したりすることが考えられる。

他方で,適切な例としては,議員活動報告に係る印刷費の支出に際してパンフレットの原本を添付された事例や,政務活動に資する研修会出席負担金の支出に際してセミナー参加報告書が提出された事例も見受けられた。

他市議会においては、使途が不適切であるとして政務活動費の返還を求められ、市議会議員及び議会が大きく信用を失ったことが報道された例があるように、公金である政務活動費の支出については、議員自らの責任において適切な取り扱いを行い、使途の合理性や必要性を説明することが求められる。

大竹市議会においては議会基本条例を制定し、その第13条第1項においては、議員は政務活動費の交付に関する条例を遵守しなければならないとし、第2項においては、政務活動費の使途の透明性を確保するものとすると定められている。また、平成19年に「政務調査費申し合わせ事項」が、平成28年3月には「政務活動費取扱基本原則」が定められている。

議会事務局は、二元代表制に立脚する市議会議員及び議会に対する市民の信頼を保ち、その活動を支援する役割を担っており、政務活動費が適切に支出されている状況を保つ必要がある。そのためには、収支報告書に裏付けとなる資料や領収書等の写しの添付を求めるなど、申し合わせ事項等に沿って取り扱われていることを確認するよう留意されたい。

また,近年の判例や全国の動向も踏まえ,政務活動費の在り方の検証・見直しを適宜行われたい。

〇議事係

監査の結果、文書取扱い上で口頭指摘を行ったところであるが、概ね適正な事務処理がなされていると認められる。

1. 監査の対象

教育委員会事務局 総務学事課,市立学校,給食センター,こども相談室

2. 監査の実施期間

令和元年11月5日から令和2年5月26日まで

3. 監査の場所

監査事務局,大竹小学校,小方中学校,給食センター及びこども相談室

4. 監査の目的・方法

地方自治法第199条第1項,第2項及び第4項の規定に基づく定期 監査及び行政監査に当たって,総務学事課,市立学校,給食センター及 びこども相談室における事務の執行及び事務事業を対象とし,法令・条 例・規則等への合規性並びに計画的かつ効率的な運営状況等を確認した。

監査の手法としては、監察的見地から、監査に必要な関係資料の提出を求め、実地に監査に臨むとともに、担当職員からの聴き取りにより実施した。

市立学校においては、大竹小学校と小方中学校に絞って実地監査し、共通事項については、総務学事課を通じて全校の対応状況等を聴き取り調査した。

5. 監査の結果

総務学事課は、教育総務係、教育指導係、給食センター及びこども相談室で組織されている。

教育総務係は、「教育委員会の会議に関すること」、「教育行政施策の推進及び広報に関すること」、「事務局職員の人事及び給与に関すること」、「教育委員会の予算及び決算並びに経理に関すること」及び「教育財産の管理に関すること」などの事務を担っている。

教育指導係は、「県費及び市費教職員の人事及び給与に関すること」、「教育課程、学習指導その他学校教育の指導に関すること」、「交通安全及び学校安全に関すること」などの事務を担っている。

給食センターは、「学校給食の献立の作成に関すること」、「学校給食の調理の検査及び検食に関すること」及び「給食センターの経理に関すること」などの事務を担っている。

こども相談室は、「児童生徒、保護者等からの相談に関すること」などの業務を担っている。

監査の結果は、概ね適正に事務処理されていると認められた。

しかしながら,以下で述べるとおり課題や改善を要するものが見受けられたので,検討のうえ課題解決等に向けて取り組まれるよう要望する。

6. 指摘要望事項

〇教育総務係

1 学校施設の業務委託に関すること

学校用務等業務に係る労働者派遣基本契約について,平成20年8月18日付けで締結され,自動更新条項が設けられているが,債務負担行為の設定がなされていない。

長期的に継続する契約については、平成29年度定期監査の共通指摘要望 事項により指摘したところである。

令和2年2月12日付けで、総務課長、企画財政課長及び監理課長の連名により発出された「契約事務に関する取扱いについて(通知)」を参考のうえ、適切な事務処理に改善されたい。

〇教育指導係

1 こども相談室の経理に関すること

こども相談室が入居する簡易建物について、長期継続契約の手続き (解除要件、総務部長合議)を経ずに、前年度3月25日付けで1年間の再リース契約を締結している。

令和2年2月12日付け総務課長・企画財政課長・監理課長の連名により 発出の「契約事務に関する取扱いについて(通知)」を参考のうえ、適切な事 務処理に改善されたい。

〇市立学校

1 その他事項に関すること

(1)退校時の施錠確認等について

終業後の校舎等の見回り点検については、教頭を主務者として管理職で対応している。特に、大竹小学校では、実地監査の実施後、直ちに独自に点検チェックリストを作成することで、他の教職員も施錠確認等のポイントが理解できるとともに、複数の視点で確認できる取り組みを行っている。

今後、点検チェックリストの効果を見極めつつ、取り組みの広がりを期待 するものである。

(2)薬品管理状況について

理科準備室における薬品保管状況について,薬品庫と理科準備室は施錠され,その鍵は管理職等によって職員室で管理されるなど,二重管理されてい

る。保管庫は転倒リスクが低い状況で、概ね適切に管理されているものと認 められる。

なお、薬品使用量をサンプリング調査したところ、薬品残量と台帳記載の 数値は合致していたが、小方中学校においては、学期途中の使用量が一部未 記載となっており、最終的な数量を合わせたような形跡が見受けられた。

このことは、平成27年度の定期監査により同様の指摘をしたところであり、適正管理に努める旨の前回の回答が守られていないことは、この部分において教育委員会における内部統制が機能していない証左と考えることができる。

適切な薬品管理を行う上においては、例えば薬品使用量のチェックリストとして目に見える箇所に貼り付け、担当教員が定期的に確認するとともに、 複数の教員で確認するなどの対応が考えられないか。

市立学校内における児童生徒の安全確保を前提として、適切に薬品管理している状況を整えることは、教員自らの身を守ることにもなると考えるので、今一度認識を改められたい。

〇給食センター

1 給食センターの施設、設備及び備品等の管理に関すること

給食センターにおいてリスク管理すべき事項として、異物混入が想定される。具体的には、調理時に機器の一部が破損し、食材に混入するケースがある。これまで事故発生に際しては原因を分析して再発防止策が立てられ、点検作業が行われてきたところであるが、平成28年に続いて、平成30年にも同様の機器破損による異物混入事案が発生しており、毎日の点検作業の形骸化が感じられる。

担当部署への聴き取りでは、毎週実施している定例協議において、これまでの留意事項を重ねて確認していく対応方針と聞くので、確実に継続されたい。

2 その他事項に関すること

広島県教育委員会から発出された「食品工場等における一酸化炭素中毒の 事故防止に関する注意喚起について(通知)」を受けて、各学校長に対する情 報提供により注意喚起を行った記録はあるが、調理受託者に対応した記録が 見受けられなかった。

担当部署への聴き取りでは、調理受託者に注意喚起が必要な通知については、定例協議の場で通知の写しを手交し、情報を周知していたと聞く。

周知,指導した事項を記録の「見える化」として,残しておくよう対処されたい。

〇こども相談室

監査の結果,文書取扱い上で口頭指摘を行ったところであるが,概ね適正 な事務処理がなされていると認められる。